

令和7年度事業計画書

公益社団法人全日本トラック協会

〔I〕策定基調

我が国の経済は、この30年余の間、バブル崩壊に伴う混乱やデフレ、世界的な金融危機、度重なる自然災害、コロナ禍といった幾多の難局に直面したが、これらを乗り越えてきたところである。

政府は、成長型経済への道筋をつけるため、自然災害への対応を含め、安心・安全の確保を図るとともに、「新しい資本主義」を始めとする経済財政政策の取組みを引き継ぎ、加速・発展させていくこととしている。

こうした状況の中で、「物流革新元年」とした「2024年問題」に引き続き、さらに、「2030年問題」への対応を期すため、さらなるトラック運送業界の健全化に向け、物流改正法等への対応や事業許可の更新制等の導入を目指し、全力で取り組んでいくこととしている。

また、荷主対策の深度化については、トラック・物流GメンとGメン調査員との緊密な連携を図り、業界の健全化を推し進めることとする。

さらに、安心して安全な輸送サービスを提供するため、飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、良質なドライバーを確保するため、外国人ドライバーの受け入れに向けた対応やドライバーの社会的評価の向上について強力に取り組むこととしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和7年度事業として下記に示す最重点施策及び重点施策として13本の柱を立て、諸活動を積極的に展開し、我が国の経済とくらしを力強く支えていくこととする。

【最重点施策】

- (1) 事業許可の更新制等の導入及び物流革新に向けた物流改正法等への対応
- (2) 改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進
- (3) 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
- (4) トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- (5) 燃料高騰対策等の促進
- (6) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進
- (7) 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (8) 適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底
- (9) 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 環境・GX対策及びSDGs対策の推進
- (3) 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- (4) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

〔Ⅱ〕事業計画

【最重点施策】

(1) 事業許可の更新制等の導入及び物流革新に向けた物流改正法等への対応

①適正競争の推進、事業許可の更新制等の導入

- ・適正競争を推進し、ドライバーの社会的・経済的地位向上を図り、輸送力の確保と国民経済の健全な発展に尽力するため、(ア) 事業許可の更新制の導入、(イ) 適正運賃の收受、(ウ) 下請構造の適正化、(エ) 白トラ利用に係る荷主への是正指導を内容とする貨物自動車運送事業法の改正とそれを担保する特別措置法（新法）の成立を目指す。

②商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応

- ・改正流通業務総合効率化法及び改正貨物自動車運送事業法に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制的措置について会員事業者に対し周知徹底と支援を行う。
- ・商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等との連携を図り、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。
- ・国土交通省及び厚生労働省と連携を図り、中央及び都道府県の協議会が引き続き適確に運営されるよう地方協議会における事業を支援する。

③多重下請構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金收受に向けた対応

- ・国土交通省と連携し、多重下請構造是正に向けた対応を推進するとともに、「多重下請構造のあり方に関する提言」の深化（ブラッシュアップ）と会員事業者の取組み促進を図る。
- ・改正貨物自動車運送事業法に基づく実運送体制管理簿、運送利用管理規定の作成等の規制的措置について、会員事業者に対し周知徹底を図る。

④下請法改正への対応

- ・下請法改正に向けて関係省庁に対し適切に対応し、改正内容については会員事業者に対して周知徹底を図る。

⑤時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応

- ・時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じ、会員事業者に対し関係法令や告示について周知徹底を行うなど、遺漏なき対応を図る。
- ・荷主や一般消費者等に対し、Web 広告やリーフレットの配布等により荷主等への理解促進を図るための環境整備を行う。
- ・時間外労働上限規制や改正改善基準告示への対応状況等の実態把握を行う。

(2) 改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進

①改正「標準的運賃」及び「標準運送約款」の周知に係る対応

- ・会員事業者に対し、改正の趣旨、内容や届出に係る周知を図り、積極的な活用を促進するための諸施策を展開するとともに、荷主に対し積極的に広報・周知活動を行う。

②「標準的運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進

- ・ドライバーの労働条件改善を目的とした価格転嫁に向けた荷主交渉を促進するため、会員事業者支援を実施する。
- ・「標準的運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、附帯作業料・待機時間料や高速道路料金など実費について、事業継続に必要なコストが収受できるよう、実態の把握に努め、積極的に広報・周知活動を行う。
- ・公正取引委員会の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう、転嫁対策を推進する。また、パートナーシップ構築宣言の普及に向けて積極的に対応する。
- ・標準的運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的運賃活用セミナーを開催するとともに、運賃交渉相談会の実施、専門家による経営診断及び個別運賃交渉相談に係る費用に対する助成など、適正運賃の収受に向けた支援を行う。
- ・業界の経営状況を的確に把握するため、業界の指標となる経営分析報告書のとりまとめを行う。

(3) 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進

①事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析及び事故防止対策の啓発

- ・トラック運送業界として、全国統一した事故0（ゼロ）を目指す日を設定し、交通事故防止意識の醸成に努めるとともに、交通事故被害者団体などと連携し、更なる交通事故防止対策の深度化を図る。
- ・車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故防止対策を図る。
- ・「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向け、各都道府県トラック協会と連携し、事故分析結果に基づくより実効性のある各種セミナーを通じた事故防止対策を促進する。
- ・ドライバー等安全教育訓練促進助成事業の対象施設の拡充、ドライバー教育テキストを活用した初任運転者等に対する教育指導体制の強化等により、交通事故防止の実効性向上を図る。
- ・「車輪脱落事故防止キャンペーン」等を通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。特に、車輪脱落事故防止のための増し締め徹底を期すため、トルクレンチを有しない事業所への保有を促進する。

②飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化

- ・全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、ドライバー等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底し、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- ・飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。
- ・交通対策委員会の決議を踏まえ、ドライバー等を対象とした飲酒運転しないことの宣言書署名など、会員事業者等と連携した取り組み強化を図る。

③安全対策機器等の普及促進

- ・先進安全自動車（A S V）の普及拡大を図り、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進を図る。また、使用過程車に後付可能なA I機能を備えた安全装置の市場開発状況等について情報収集に努め、事業用トラック特有の交差点での事故実態に即した安全装置の普及を図る。

④運行管理の高度化への対応

- ・運行管理に活用可能な情報通信技術（I C T）の進展に合わせ、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するI C Tの活用を推進する。
- ・I C Tを活用した遠隔点呼、自動点呼の普及促進により、運行管理の高度化・効率化に取り組む。

⑤「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- ・運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取り組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

⑥駐車問題見直しへの対応

- ・貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しが継続的に実施されることとなったことを受け、引き続き、諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

⑦全国トラックドライバー・コンテストの実施

- ・安全意識ならびに運転技能の向上を図るため「全国トラックドライバー・コンテスト」を実施する。
- ・「全国トラックドライバー・コンテスト」の競技のポイント解説動画等により、中小の事業者などに所属するドライバーの参加意欲向上を図る。

⑧過労死等防止対策の推進

- ・「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、引き続き関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- ・セミナーや、啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図り、過労死等防止対策を普及促進する。

⑨健康状態に起因する事故及び健康増進・メンタルヘルス対策の推進

- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査に対する助成を行い、セミナー等を通じて、SAS対策の普及・強化に努める。
- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーや、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策を通じて、健康起因事故防止対策を推進する。
- ・セミナーやリーフレット等の啓発資料を活用し、食生活、運動、飲酒、喫煙等の対策を通じてドライバーの健康増進に向けての取組を推進する。
- ・精神疾患による過労死事案の分析を行い、メンタルヘルスに関する対応策を検討する。
- ・中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）について、導入・活用を推進する。

⑩労働災害防止、荷主対策の推進

- ・荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第14次労働災害防止計画（2023～2027）を踏まえた労働災害防止に取り組む。
- ・安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。

（4）トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

①トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

- ・トラック・物流Gメンをはじめ関係省庁と連携し、事業者の違反原因行為に関する荷主情報の収集を図り、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を行い、ドライバーの労働条件の改善や取引適正化の加速化を図る。
- ・Gメン調査員による、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集及びトラック・物流Gメンへの報告により、法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」などの措置を講じるよう、連携強化を図る。

（5）燃料高騰対策等の促進

①燃料高騰対策の推進

- ・政府与党等及び行政機関等に対し、燃料高騰に対する支援策の継続を強力に要請する。

②燃料サーチャージ導入の促進

- ・燃料サーチャージについて、事業者が収受できる環境を整備するため、燃料サーチャージの収受に向け、Web 広告やリーフレットの配布等荷主への浸透を図るための施策を展開する。

③自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資等の実施

- ・自家用燃料供給施設への助成を実施し、大災害等緊急輸送時における燃料供給体制を整備する。また、最新の排出ガス規制適合車の導入及び物流施設等の整備のための近代化金融融資を推進し、当該利子補給を行う。
- ・各都道府県信用保証協会のセーフティネット保証を受ける際に支払う保証料の助成事業を行う都道府県トラック協会に対して補助を行う。

④石油製品価格動向調査の実施

- ・石油製品価格の動向を調査し、需給動向や価格の変動要因について分析を行い、対応策を検討する。

(6) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進

①若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成教育・定着対策の推進

- ・19歳で大型免許取得可能となる「特例教習制度」の受講、準中型免許取得及び5トン限定準中型免許限定解除に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。
- ・人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度認証（働きやすい職場認証）」取得の支援及び会員事業者の採用ホームページ開設に対する支援を行う。
- ・インターンシップ登録サイトの充実、インターンシップ実施事業者への支援を図るとともに、高等学校等へのインターンシップ活用の周知を行い、高校生等に対する業界への採用促進を図る。
- ・トラック業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年者、女性及び高齢者を含めた採用活動及び採用後の労務管理・育成教育等のマニュアルを作成、人材確保セミナーを通じ事業者への支援を図る。加えて、労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。
- ・走行中の携帯電話の使用やあおり運転等、ドライバーの運転マナーについて、啓発に努める。

②特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れに向けた対応

- ・特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れが行われるよう、関係機関と連携を図りながら対応するとともに、技能試験への対応や就労後に交通法規などが学習できる外国人向けのテキスト作成をする。
- ・外国人が母国で取得した運転免許を特定活動期間中に円滑に切り替えできるよう、指定自動車教習所等が実施する講習の受講に対する費用助成を行う。
- ・事業者が採用した外国人を長期雇用できるよう、特定技能2号への移行に向けた検討を進める。
- ・倉庫等の業務に従事する作業員について、今後更なる人材不足が見込まれることから、特定技能制度の対象となるよう関係機関と調整し対応を進める。

③ドライバーの社会的評価の向上に向けた対応

- ・荷主や一般消費者からのドライバーに対する暴言や、契約にない過剰な要求を行ったり、業務に対して不当な言いがかりや悪質なクレームをつけたりするカスタマーハラスメントに対して、カスハラ被害防止のための業界独自のマニュアルを作成する。
- ・一般消費者や荷主に対して、ドライバーの社会的評価の向上に向けた必要な情報発信を行い、カスハラの撲滅を図る。

④ゴミのポイ捨て根絶

- ・いわゆる黄金のペットボトル等ゴミのポイ捨て問題について、ドライバーのマナーの教育を徹底するとともに、啓発ツール等の配布により、その根絶を図る。

⑤事業後継者等の育成

- ・将来のトラック業界を担う優秀な人材を育成するため、物流経営士の認定、研修及び中小企業大学校講座受講を促進する。
- ・青年部会において、社会貢献活動や他業種青年組織との交流を通じて、事業後継者並びに青年経営者の育成を図る。また青年経営者等の先進的な事業取り組みに対する支援を行う。
- ・女性の職業生活における活躍を推進するため、女性部会において、実務に即した研修事業及び社会貢献活動等を実施し、女性の採用・育成・定着に有効な施策の検討を行う。
- ・事業承継の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む中小事業者への支援を行う。

(7) 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現

①大口・多頻度割引の実質50%の割引への拡充・恒久化

- ・トラック輸送にとって、高速道路の利用は、ドライバーの拘束時間短縮等働き方改革の実現、輸送時間の短縮及び定時制の確保等生産性の向上の実現に不可欠なものである。トラック輸送が国民生活と経済のライフラインとしての機能を果たすため、大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充・恒久化について、政府・与党等に対し要望活動を行う。
- ・NEXCOが管理する一般有料道路は、一部を除き大口・多頻度割引の対象となっていないため、全ての一般有料道路を大口・多頻度割引の対象に含めるよう、政府・与党等に対し要望活動を行う。

②高速道路料金の更なる割引等の拡充

輸送効率の改善や一般道の交通安全・環境面の維持を図り、トラックの高速道路利用を促進するため、更なる高速道路料金の割引について、政府・与党等に対し、以下の通り要望活動を行う。

- ・道路整備特別措置法等の一部を改正する法律により料金徴収期限が最長で令和9年9月末までとなったこと踏まえるとともに、土地に関する債務を償還対象から除くことにより、一層の利用者重視の観点から、料金水準の引き下げについて要望を行う。

- ・本州四国連絡高速道路及び首都高速道路、阪神高速道路について、NE XCO 3社と同一の一貫した割引制度となるよう要望を行う。
- ・令和7年7月から実施が予定されている、見直し後の深夜割引制度について、その影響調査を行い、必要に応じ要望を行う。
- ・車種区分の見直しについて、国土幹線道路部会の議論を注視し、トラック輸送に十分配慮した見直しとなるよう要望を行う。

③ 渋滞対策等に資する料金・割引制度の実現

- ・山陽自動車道から中国自動車道への利用転換など、混雑する一般道路や高速道路から通行量の少ない高速道路への利用転換を促進するため、渋滞等緩和に資する料金・割引制度が設けられるよう要望活動を行う。

④ 「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進

- ・大型トラックがスムーズに走行できる環境の実現に向けて、重要物流道路の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・供用されるよう、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑤ 高速道路等ネットワークの積極的な整備推進及びミッシングリンクの解消

- ・トラック輸送ニーズに対応した、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するとともに、「SDGs（持続可能な開発目標）の達成」や「グリーン社会の実現」を図るため、ミッシングリンクの解消や迂回可能なダブルネットワークの構築等、高速道路及び一般道路が連携した全国道路ネットワークの積極的な整備推進について、都道府県トラック協会や地元自治体等と連携し、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑥ 高速道路における暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進

- ・より安全に高速道路を利用し、輸送時間の短縮等高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、暫定2車線の4車線化などの安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、都道府県トラック協会や地元自治体等と連携を図り、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑦ SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充及びトラックステーション等の管理運営・充実

- ・労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、立体構造化などによりSA・PA、道の駅における大型車及び特大車用の駐車スペースや駐車マスの幅の拡大、休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー・コインランドリー施設の設置箇所拡大について、国土交通省等に対し要望活動を行う。
- ・ドライバーの労働環境改善を図るため、SA・PAや道の駅等において、PPP手法等によるドライバー施設の充実に対応していく。
- ・トラックステーションがより魅力的な休憩施設となるよう、ドライバーのニーズに基づいた施設の見直しや利用の促進に資する施策等について検討を行う。
- ・トラックステーションの管理運営について、利用実態を踏まえた運営方法の見直しや閉鎖・売却を行うなど運営の効率化を図るとともに、経年劣化に応じた大・中規模の修繕を行い、計画的な保全及び運営に努める。

- ・トラックステーションにおけるアイドリングストップやごみの不法投棄禁止の徹底を図るなど環境啓発活動を推進する。

⑧中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進

- ・ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクタエリア）の設置箇所を拡大するよう、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑨道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和要望の推進

- ・特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など車両制限令や道路運送車両の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について改善方策の検討を進め、国土交通省や警察庁に対し要望活動を行う。
- ・軸重に関する諸課題について、関係機関と連携して適正な改善を図る。
- ・特殊車両通行確認制度における、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準の実現等について、国土交通省に対し要望活動を行う。

(8) 適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底

①D・E事業所の重点化等巡回指導による法令遵守の徹底

- ・総合評価がD・Eの事業所に重点化して巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図るとともに、法令を遵守しない悪質事業者に対しては早期監査、行政処分を実施するため、地方運輸局・支局への迅速な情報提供を行う。
- ・運輸支局等の早期監査を支援するため、巡回指導結果について、適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う。
- ・関係行政機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。
- ・巡回指導を通じて、社会保険等の未加入・未納事業者に対し、社会保険等の加入及び保険料の納付の徹底を的確に指導する。
- ・適正化事業指導員の専任化を推進するとともに、地方実施機関の指導体制の強化を図る。

②安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施

- ・「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」について、引き続き関係行政機関や地方実施機関と連携し、円滑な推進を図る。
- ・Gマーク制度の普及促進のため、巡回指導を通じて普及啓発を図るとともに、Gマークラッピングトラック等による広報啓発活動の展開、荷主等に対するGマークの安全優位性についての周知及びGマーク取得事業所に対するインセンティブの拡充に努める。
- ・Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

③適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上

- ・全国研修では、実践的な調査技術や専門的知識の修得等、指導実務に即した研修を開催する。特に、特別研修及びスキルアップ研修は、時宜を得たテーマを設定し研修の高度化を図る。

- ・運輸局、運輸支局との官民合同の地方ブロック研修を実施し情報の共有を図るとともに、地域の諸課題について討議を行う。
- ・全国研修を補完する小規模グループ研修や巡回指導の実態調査等により、巡回指導の指針、マニュアルの徹底を図り、評価手法の全国均一化を推進する。
- ・適正化事業指導員の更なる資質の向上を図るため、運行管理者資格の取得を積極的に推進する。

④Gメン調査員に係る研修事業の充実及びGメン調査業務の積極的な推進

- ・Gメン調査員の調査手法、業務の進め方、留意事項等調査実務に即した全国研修を開催し、Gメン調査員の資質の向上を図る。
- ・巡回指導、電話・訪問調査等により、事業者の法令順守を妨げる違反原因行為に関する荷主等の情報を積極的に収集し、トラック・物流Gメンに迅速に報告することによって、荷主等への是正指導に繋げる。
- ・トラック・物流Gメンと連携し、荷主等に対して違反原因行為の防止・改善について協力を要請する。

(9) 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

①自動運転及び環境対応車等の次世代新技術への対応

- ・2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策をうけて、電気トラック、燃料電池（水素）トラックの導入・普及に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。
- ・ドライバー不足や生産性向上等に資する自動運転など次世代新技術を活用した物流の効率化等の推進について、実用化に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。

②中小事業者に向けた物流DXの推進

- ・令和7年4月から義務化された運送契約の書面の相互交付に対応できるよう、書面化アプリケーションを作成し、デジタル化対応が進んでいない中小事業者に無償で提供する。
- ・中小トラック事業者における業務効率化・生産性向上のための物流DXの取組みを促進するため、効果的な取組み方策および成功事例の周知、管理システム等の導入支援等を行う。
- ・輸送効率の向上とデジタル化を促進するため、求荷求車情報ネットワーク事業を支援する。

③総合物流施策大綱に基づく物流DX及び物流標準化の推進

- ・「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）」の柱のひとつである物流DXを推進するため、国土交通省が設置した官民物流標準化懇談会等に積極的に参画するとともに、関係行政機関や関係団体等と連携を図り、物流DXや標準パレットの導入などにより生産性向上に向けた取組みを進めていく。

【重点施策】

(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

①自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- ・自動車関係団体と連携を図り、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、これを阻止するための要望・陳情活動を行う。
- ・特に、走行距離課税の導入については反対の立場に立ち、自動車関係団体と連携を図り活動を行う。

(2) 環境・GX対策及びSDGs対策の推進

①「環境ビジョン2030」の推進

- ・環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入支援、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。
- ・「環境ビジョン2030」のメイン目標達成に向け、普及啓発の推進、行動月間の設定などにより、CO₂排出量簡易算定ツールの活用促進を図る。

②SDGs(持続可能な開発目標)への対応

- ・「環境ビジョン2030」の行動メニューとSDGsの関連性の理解促進を図りつつSDGs達成に向けた取組を推進する。

③エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

- ・燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入のための補助事業を推進する。
- ・車載式エアヒータ、バッテリー式冷房装置等アイドリングストップ支援機器導入のための事業を実施する。

④GXの実現に向けた環境対応車の普及促進

- ・2050年カーボンニュートラルを見据えたGXの実現に向け、環境対応車である天然ガス、ハイブリッド、電気及び燃料電池トラックの導入を促進する事業を実施する。

(3) 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進

①日本の経済活動に不可欠なトラック輸送の果たす役割と重要性の理解促進、並びに業界のイメージ向上を図るため、積極的な情報発信に努め、全国共通のツールを使うなど、多彩なメディアを活用した広報活動の最適化の推進

- ・トラック運送事業に係る経営者、管理者、ドライバーのほか、荷主企業、国民一般、政府、行政機関など、それぞれに対し、伝達すべき事業内容のターゲットを絞り、各種広報媒体を活用した、きめ細やかな広報活動を展開する。

- ・機関紙「広報とらつく」を発行し、紙媒体のほかホームページにも電子版を掲載することにより、会員事業者が必要とする情報をタイムリーに提供するとともに、関係行政機関、荷主企業、一般にも広く業界の活動をPRする。
- ・地元テレビ局等でのPRのため、労働力確保および業界イメージ向上のためのテレビCM素材を制作し、各都道府県トラック協会等に配布する。
- ・全国の主要都市の大型街頭ビジョンや映画館等の各種サイネージ媒体を活用して上記テレビCM素材を放映し、若年労働力確保のための積極的なPRを行う。
- ・ホームページやYouTube、X、LINEなど各種デジタル媒体を積極的に活用し、多様化する情報ニーズに幅広く対応する。
- ・10月9日「トラックの日」を中心に、エッセンシャルワーカーとしてのトラック輸送の重要性を広く一般社会に周知する広報活動を展開する。
- ・将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、トラック輸送の役割と魅力を発信すべく、各種コンテンツを活用し広報活動を展開する。

(4) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

①大規模自然災害発生時における緊急物資輸送体制の確立

- ・全ト協「防災業務計画」に基づき、必要な体制整備を推進する。また、これまでの大規模自然災害対応等を踏まえつつ緊急物資輸送体制の確立を図り、迅速な対応に向けて、指定公共機関7社及び各都道府県トラック協会との連携を強化する。
- ・指定公共機関と連携し、国等の関係機関の訓練に積極的に対応する。また、全日本トラック協会と各都道府県トラック協会間の緊急通信設備を更新し、体制強化を図るとともに、情報伝達の訓練を行う。
- ・トラック運送事業者及び協同組合の自家用スタンドを活用した緊急給油ネットワークの整備を推進する。
- ・高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発症が確認された地域において、地方自治体等からの防疫資機材等の輸送依頼への適切な対応が行えるよう、関係のトラック協会との情報共有を適宜実施する。

②大規模自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大

- ・会員事業者や都道府県トラック協会役職員等を対象とした研修を開催し、災害物流専門家の育成に努める。
- ・災害物流専門家の育成に当たり、各都道府県トラック協会と会員事業者との連携及び自治体との情報共有のあり方について検討を進める。
- ・自然災害への対応にあたって、運輸事業者が参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」について、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

(5) その他

①引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上に向けた支援

- ・引越事業者優良認定制度の普及促進を図り、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。

- ・一般消費者からの輸送相談に対し、関係行政機関、法律専門家等との連携により迅速・丁寧な対応に努める。
また、優良認定事業者のサービス品質の向上を図るため、お客様対応責任者研修において輸送相談内容をフィードバックし、消費者トラブルへの適切な対応に努める。
- ・引越講習（引越基本講習、引越管理者講習）を開催し、標準引越運送約款や関係法令等、引越運送事業者として必要な知識の周知徹底を図る。
更に、引越講習認定講師の確保・育成に取り組む。
- ・引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越について一般消費者や企業・国等に対し幅広い周知活動を推進する。

②全ト協・都道府県トラック協会の会員及び役職員等に対する研修の充実及び能力の開発

- ・新規に採用された若手職員等に対して、トラック運送業界の基本的な知識の習得や現場研修を通じて職員として必要な能力を身につけるための研修を実施し、能力の向上を図る。

③海外関係団体・関係機関との交流の促進

- ・IRU（国際道路輸送連盟）をはじめとした海外の行政機関及び関係団体等との交流を促進する。

④庶務関係事項

- ・表彰・顕章等については、①優秀運転者等の表彰、②正しい運転・明るい輸送運動による表彰、③業界の永年勤続功労者に対する感謝・表彰、④トラック輸送において優れた業績に対する鈴木賞等を実施する。開催する会議は、①通常総会（6月）、②事業者大会（10月）、③理事会（6月、7月、12月、3月）、④常任理事会（7月）、⑤正副会長会議（必要により随時）、⑥各委員会（必要により随時）とする。